

輸 入 差 止 申 立 書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称
法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールアドレス【不開示】
受信用 NACCS 利用者コード【不開示】

関税法第 6 9 条の 1 3 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】
	上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号又は国籍 電話番号
	(許諾の範囲)

3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物

※ 認定手続を執るべき ことを申し立てる貨物 (対象品)【開示】	
※ 対象品の品名【公表】	
輸入統計品目番号【開示】	

4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
☐ 受理日から令和 年 月 日まで
☐ 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関して特定又は想定される事項 【不開示】

輸出者
仕出国
その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

8. 添付資料等

※ ☐ 経済産業大臣認定書 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをし又は ☐ を ☒ としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--